

アリストテレス政治学における『コイノーニア』と家と王の統治

荒 木 勝

はじめに

第一章 コイノーニアの語義について

第二章 家統治の二重性

第三章 家長の統治と王の統治

結びにかえて

はじめに

アリストテレスの政治学を理解するには、まずなによりも、『政治学』に登場するアリストテレス固有の基本用語の正確な把握が前提とされることはいうまでもないことである。筆者自身、この点について若干の検討を試みてきたが、本稿は、そうした試みをさらに一歩進め、すでに筆者の「アリストテレスにおける『自然』と『作為』」の中で検討を試みた「コイノーニア」*κοινωνία*なる語に焦点をあて、それがアリストテレス政治学の理解にとって、いかなる意義を有するかについて、一つの問題を提起しようとするものである。¹⁾

なお、本稿で用いるアリストテレスのテキストはオックスフォード版であり、翻訳は岩波のアリストテレス全集

訳と岩波文庫版の翻訳を参考にしたが、基本的には自分の翻訳に拠った。引用箇所を表示はペッカー版に付けられた数字に拠るものとする。

(1) 拙稿「アリストテレスにおける『自然』と『作為』」(名古屋大学法政論集第一五四号、一九九四年三月)。

第一章 「コイノーニア」の語義について

従来、わが国のアリストテレス『政治学』の翻訳において、このギリシャ語「コイノーニア」*κοινωνία* は「共同体」と訳されてきたが、すでに前論文で指摘したように、欧米の翻訳、特に英訳のそれは、少なくとも三種類の訳語を与えている。「パートナーシップ」*partnership* (ラッカム)、「アソシエーション」*association* (バーカー)、「コミュニティ」*community* (ジョウエット) という三種類の訳語の存在は、この「コイノーニア」というギリシャ語が欧米語においてすら正確な翻訳が不可能であるということを示唆しているのであり、この点は、古典的なアリストテレス『政治学』の注釈者W・L・ニューマンも指摘するところであり、また今日の代表的注釈者J・オボネやE・シュトルンプもその注釈の中で確認しているところである。

今この「コイノーニア」の語義をニューマン、オボネの注釈に従って整理すれば、アリストテレスの使用する「コイノーニア」には、およそ次の四つの意味が内包されていると見てよいであろう。

(1) 「コイノーニア」は、少なくとも、互いに異なった二人以上の人間から成り立っているということ。

『ニコマコス倫理学』第五卷第五章の以下の文章は、その点を示している。

「というのは、コイノーニアが成立するのは、二人の医者の間においてではなく、医者と農夫の間においてであり、一般には異なった人々、等しくない人々の間においてである。しかしこれらの人々は均等化されねばならない。交易に関わる物がすべてなんらかの仕方と比較可能なものとならなければならない理由はそこにある。」(1133 A 16-A 19)

“ὁ γὰρ ἐκ δύο ἰατρῶν γίνεται κοινωμία, ἀλλ’ ἐξ ἰατροῦ καὶ γεωργοῦ, καὶ ὅπως ἐτέραν καὶ οὐκ ἴσων ἀλλὰ τούτους δεῖ ἰσοθεῖναι. διὸ πάντα συμβλητὰ δεῖ πᾶς εἶναι, ὅν ἐστιν ἀλλοτῆ.”

「それゆえに、あらゆるものに価格をつけておくべきである。なぜならそうすれば交易が常に可能となり、そして交易があれば、コイノーニアがあるから。」(1133 B 14-B 16)

“διὸ δεῖ πάντα περιηθηθῆαι οἷα γὰρ δεῖ ἕσται ἀλλοτῆ, εἰ δὲ τούτο, κοινωμία.”

この文脈では、明らかに「コイノーニア」は、交易関係を指す言葉である。したがってまた異なる商品の所有者が交易において取り結ぶ関係は、相互に交換したいという意志の行使の結果として成立する関係でもあるから、この交易関係を媒介する貨幣の本質についても、アリストテレスは、それをノモスII人為的なものと解するのである。

「それゆえ、先に述べたように、あらゆるものは、ある一つのものによって計量されることが必要である。この一つのものとは、ほんとうは、あらゆるものの場合を含むところの需要である。というのは、もし需要が少しも存在しないか、ないしは同じ程度になかったら、交易は成り立たず、また同等なものとしての交易は生じないであろう。しかし貨幣が、いわば需要の代わりに、申し合わせにもとづいて生じた。」

それゆえにそれは、『貨幣』(ノミズマ)という名前を持っている。すなわち『自然』(フュシス)によってではなく、『擬人爲』(モノス)によって、という意味である。すなわち、これを変更することや、これを役立つものにするとは、『我々次第だから。』(1133 A 25-A 31)

“δει ἄρα ἐνὶ τῆν πάντων μεταίταθαι, ὡσπερ ἐλέχθη πρότερον. τοῦτο δ' ἐστὶ τῆ μὲν ἀληθείᾳ ἡ κρεία, ἢ πάντα συνέχει· εἰ γὰρ μηθεὺν δεουτο ἢ μὴ ὁμοίας, ἢ οἶκ ἔσται ἀλλαγῆ ἢ οὐκ ἢ αἰνή οἶου δ' ἡ ἀλλαγία τῆς κρείας τὸ νόμισμα γέγνε κατά συνθήκην· καὶ διὰ τοῦτο τοῦνομα ἔχει νόμισμα. ὅτι οὐ φύσει ἀλλὰ νόμῳ ἐστὶ, καὶ ἐφ' ἧλυ μεταβαλεῖν καὶ ποιῆσαι ἄχρηστον.”

(2) 「コイノーニア」の関係においては、その構成員はなんらかの善を持っており、それを互いに交換することができる。相互の善の交換なしには「コイノーニア」は成立しない。この点は前掲の引用文からも明らかであろう。商品所有者は、自分の持っている商品を、相手にとっての善として相互に交換するわけである。

(3) 「コイノーニア」の構成員は、一つの共通の行為によって結合する。「コイノーニア」“κοινωνία”は、「コイノネオ」“κοινωνεῖα”（共同であることをする、参加する、分担する）という動詞の名詞形であるから、「コイノーニア」の語義には、共通行為への参与という意味が内包されている。バーカーやラッカムが「コイノーニア」の英訳に「アソシエーション」、「パートナーシップ」の語を採用したのも、これらの英語が、「コミュニティ」“community”よりも、より多く「参加」「行為」の意味を含むからであった。この点を示すものに『ニコマコス倫理学』第九巻第十二章の次の文章がある。

「それゆえ、ある人々は、ともに飲み、またある人々はともにさいころ遊びをし、また他の人々はともに体育

や狩猟をし、ともに哲学をする。すなわち各々の人々はそれぞれ自分たちが最も愛することがらにおいてともに日を過ごすのである。すなわち人々は友人とともに共生しようと望むために、生を共にしていると感じられることがらを行い、それに共同で参加する（コイノネオ）のである。」（1172 A 3-A 8）

“διότι οἱ μὲν συμπύνουσι, οἱ δὲ συγκυβέουσι, ἄλλοι δὲ συγγυμνάζονται καὶ συκχυνοῦσι ἢ συμπλοσοφοῦσι, ἕκαστοι ἐν τοῖσι συμπεινούσιν ὅ τι περὶ μάλιστα ἀγαπᾶσι τῶν ἐν τῷ βίῳ· οὕτως γὰρ βουλόμενοι μετὰ τῶν φίλων, τὰντα ποιοῦσι καὶ τοῖσιν κοινωνοῦσι οἷς οἴονται οὕτως.”

アリストテレスにおいては、国家もまた、市民の共通の善を達成するために組織されたものであり、その構成員は共通の事柄（評議と裁判）に参加することによって市民となるのであるから、国家もまた市民からなる一つのコイノーニアといわれているのである。『政治学』第七卷第八章の以下の文章を引用しよう。

「というのは、諸々のコイノーニアにおいては、何か一つの共通の同じものが存在しなくてはならないからである。もっとも、その参加の程度は、等しい場合もあれば、等しくない場合もあるが。……国家とは、同等の者からなる一つのコイノーニアであり、その目的は、達成可能な最良の市民生活である。そしてその最良の生活とは幸福であり、また幸福とは、人の力量の完全なる發揮であり、その行使であるから、ある者は、時にはこれに与り、ある者は少ししか与らず、またある者は全く与らないという事態が生ずるのであり、このような事情が、国家の種類や型を生みだし、多くの国家体制を生じさせる原因となっていることは明らかである。」（1328 A 25-A 41）

“ἐν γὰρ τι καὶ κοινὸν εἶναι δεῖ καὶ ταῦτ’ ὅτι τοῖς κοινωνοῖς, ἕν τε ἴσον ἕν τε ἕνεκεν μεταλαμβάνουσιν.”

……ἡ δὲ πόλις κοινωνία τις ἐστὶ τῶν ὁμοίων, ἕνεκεν δὲ σωτῆς τῆς ἐνδεχομένης ἀρίστης. ἐπεὶ δ' ἐστὶν ἐξουσιουμένη τὸ ἄριστον, αὐτὴ δὲ ἀρετῆς ἐνέργεια καὶ κηρῶν τις τέλειος, συμβέβηκε δὲ οὕτως ὥστε τοὺς μὲν ἐνδέχασθαι μετέχειν αὐτῆς τοὺς δὲ μικρὸν ἢ μηδὲν, δηλοῦν ὡς τοῦτ' αἰτίου τοῦ γίνεσθαι πόλεως εἶδη καὶ διαφοράς καὶ πολιτείας πλείους”

(4) 「コイノニア」とは、ある種の契約的な共同関係である。この点については、まず『ニコマコス倫理学』第八卷、第十二章の次の箇所が検討されるべきであろう

「こうして、すべての友愛は、すでに述べたように、コイノニアにおいて存在するものである。しかしひと、親族的な友愛、ならびに友人間の友愛は、他のものから区別すべきであろう。これに対して、市民間の、また氏族間や同じ船の乗組員間の友愛は、そのような者である限り、より多くコイノニア的なものの上に成立しているように思われる。というのは、これらのものは、いわば、何らかの約束ホモロギヤにもとづいて成り立っているように見えるからである。」(1161 B 11-B 15)

“Ἐν κοινωνίᾳ μὲν οὖν πᾶσα φιλία ἐστίν, καθάπερ εἰρηται. ἀφοριστικῶς δ' αὖ τις τὴν τε συγγενικὴν καὶ τὴν ἐταιρικὴν. αἱ δὲ πολιτικαὶ καὶ φυλετικαὶ καὶ συμπλοκαῖ, καὶ ὅσαι τοιαῦται, κοινωνικαῖς εἰσὶν μάλιστα οἷον γὰρ καθ' ὁμολογίαν τινα φαίνονται εἶναι.”

先に見たように、アリストテレスにおいては、国家は一種のコイノニアであった。なぜなら、国家の成員たる市民は、共通の目的を持って、共通の行為に参与するという共通性を担うからである。そしてアリストテレスによ

れば、「共同性においては、友愛が生じる。」従って、この引用箇所の「市民間の友愛」とは、当然、国家的共同性の場において成立するものであるから、他ならぬこの市民間の友愛は、ある種の約束にもとづくものであるということになる。アリストテレスの国家論を、一種の契約的国家論とする見解もこうした理解の上に生じるのである。

だが他ならぬこの箇所の理解をめぐっては、アリストテレス解釈の歴史において、大きな見解の対立が横たわっている。現代フランスの注釈者オボネ自身、「コイノーニア」の契約的側面への言及は『ニコマコス倫理学』に限られるとし、『政治学』と『ニコマコス倫理学』とを切り離し、『政治学』における国家は、家族のような、自然の産物であるとしている。しかしながら、このような把握は、十九世紀末に古典的ともいえるアリストテレス『政治学』の注釈書を刊行したW・ニューマンがすでに言及しているところであり、彼の見解は、アリストテレスの国家論を、いわゆる自然的国家論として理解する大きな潮流の起点ともなっているように思われる。今このニューマンの見解を紹介してみると、およそ次のようである。

まず最初にニューマンは、『ニコマコス倫理学』が言及する、交易関係に代表されるコイノーニアと、『政治学』における、家族、村、国家のコイノーニアとを区別する。前者は、相互に平等なる者の中で成立する共同関係であるが、後者は、その中に支配者と被支配者とを内包している共同関係である。「国家は、確かに一つのコイノーニアであるが、支配者と被支配者との双方から成り立っているコイノーニアである。」他方、契約的關係は、対等者からなる関係である。従って『ニコマコス倫理学』におけるコイノーニアの契約的性格は、『政治学』の世界には妥当しないというのである。

しかしながら、こうしたニューマンの整理を、E・パーカーは真正面から批判している。パーカーは、『ニコマコス倫理学』と『政治学』との間にはなんらの矛盾・対立もないとし、『政治学』におけるコイノーニアにおいても、一定の約束的、契約的性格を認めている。パーカーは、アリストテレス政治学におけるギリシャ語の「支配」(アル

ケー)：“αρχή”の語義の二重性(自由人との支配と奴隷主による奴隷の支配)に着目し、とりわけこの「支配」(アルケー)のラディカル・センスを、「率先的行為」「指導」の意味に解して、自由人の間にも、実践的な説得・模範的行為による、同意を通じての支配が存在するとする。とすれば、自由人としての市民のコイノーニアにおいても、自由人として対等の共同の関係がありながら同時に支配・被支配の関係が成立する、というのである。

しかしながら、ニューマンのいわゆる自然主義的国家論の主張は、アリストテレスのもう一つの論拠にも依拠していた。家から村へ、村から国家への転化が自然的であるとされ、家は一人の家長によって支配されている共同体であるから、家の拡大たる国家も当初においては一人の君主によって支配されていたという主張に依拠して、国家の自然的性格を商品所有者間の人為的關係に對置するのである。確かにバーカーもまた、アリストテレスにおける、家長権の展開としての王権の成立という論理が存在していることを指摘している。しかし他方でバーカーは、『政治学』第一卷第一章のアリストテレスの文章を引用して、プラトンにおける家族と国家の同一視に對するアリストテレスの批判を紹介して、次のように述べている。「アリストテレスが一方では国家の起源としての家長権を主張し、他方で同時に国家と家との同一視を否定するということは、一見すると矛盾のようにみえる」⁸⁾。しかしながらアリストテレスにおいては、両方の見解を調停する論理が存在しているとバーカーは主張する。すなわちアリストテレスは、「起源としての国家」と「現存する国家 the State as existing」を区別している。それによれば、「起源としての国家」は、一人の卓越した英雄と彼に進んで服従しようとする氏族成員を前提とするが、「現存する国家」は、相互に統治し統治される平等者の社会を前提とする。政治生活の初期においては、国家および国家に對する統治と、家および家に對する統治とは区別のないものであった。しかし今や事態は変わり、両者の間には大きな裂け目が存在する。家の支配は君主的(モナルキカル)であるが、政治的(ポリテイカル)支配は平等者に對する平等者の支配である。家は主要には生活のために存在するが、国家は良き生活のために存在する。⁹⁾

これがバーカーのアリストテレス理解の骨子である。これは、アリストテレス政治学の最良のエッセンスをコンステイテューションリズムに見るバーカーからすれば、当然の理解といえよう。しかしながら、こうしたバーカーの理解は一つの大きな問題を抱え込むことになるのではなからうか。一定の人間集団が国家として成立しているのであれば、それがたとえ「起源の国家」であっても、それは、国家としての本質を持つのであるから、「起源の国家」もまた、市民のコイノーニアでなければならぬはずである。しかし、バーカーによれば、「起源の国家」の構成員は王として君臨する家長と彼に服従する氏族成員である。そうであるとすれば、支配の原理が、原理としては、自然的な血縁の存在に基づいているのか、それとも市民間の何らかの合意（ホモロギア）に基づいているのか、この「起源の国家」の中でも問われることになるであろう。「起源の国家」と「現存の国家」とを対置するバーカーの議論は、この論点を避けているように思われる。

さらにまたバーカーの理解は、アリストテレスの家理解においても、ある不整合をもたらしめているように思われる。アリストテレスは、たしかに父の子に対する統治は王的・君主的統治であるとしているが、家の中にいる奴隷に対する奴隷支配とは別に、夫の妻に対する統治を市民的政治的統治であると規定している。

「妻を統治する場合は、市民的政治的統治の方法で統治するのであり、子供を統治する場合は、王的に統治するのである。」（『政治学』第一卷第十二章 1259 b 1）

“*γυναικὸς μὲν πολιτικῶς τέκνων δὲ βασιλικῶς.*”

アリストテレスにおいては、家というコイノーニアの中にも市民的政治的統治の要素が存在しているのであるから、家長的統治と国家の市民的政治的統治とは、それほど単純には対立していないということにもなる。バーカー

の理解はその点にも十分な注意を払っていないように思われる。¹⁶⁾以下、改めてアリストテレスの家理解、家としてのコイノニアと統治の関係を整理してみよう。

七二

- (2) Barker, E., *The Politics of Aristotle*, Oxford 1946. Jowett, B., *The Works of Aristotle Translated into English*, ed. W. D. Ross, Vol. X, Oxford 1921. Rackam, H., London 1932.
- (3) W. L. Newman, *The Politics of Aristotle*, Oxford 1887. Vol. 1, p. 41. J. Aubonnet, *Aristotele Politique* 1960. t. 1, p. 106. E. Schutrumpf, *Aristoteles Politik* Buch 1, Berlin 1991, p.
- (4) Aubonnet, *ibid.*
- (5) Newman, *ibid.*, p. 42-43. この点は『ニコマコス倫理学』第八卷十二章のこの箇所「市民間の友愛」の解釈に関わる。
- (6) Barker, *ibid.*, p. 2.
- (7) Barker, *ibid.*, p. lxvii.
- (8) Barker, *The Political Thought of Plato and Aristotle*. Dover edition. 1959. p. 275.
- (9) Barker, *ibid.*, p. 276.
- (10) もちろんバーカーにおいても、B・C・四世紀におけるギリシャ社会の女性解放論の諸潮流の存在が指摘されている。例えばエウリピデス、アリストファネスのある種のフェミニズムの見解の存在。結婚制度と一夫一婦制の廃止によって、女性を解放しようとするプラトンの女性解放論の登場の指摘。しかしながらバーカーの視点は、アリストテレスのこの点に関するプラトン批判を私的家族制の擁護という点に集中しているように思われる。公的世界と私的世界の区別の論理の強調が家自体の中に「統治」を見るところという視点をあいまいにさせているのではなからうか。

第二章 家統治の二重性

アリストテレス政治学を理解にとって最も重要な概念が、アルケー（統治）の二重性にあることはすでに指摘し

てきたところである。すなわち一方における奴隷主（デスポテース）による奴隷の支配と、他方における自由人による自由人の統治。これが一つの言葉アルケーによって表現されていることにまず注意しなければならない。

「実際、奴隷主的統治（デスポテイケー・アルケー）というものがある。これは、生活に不可欠なものに関する統治を指すのであるが、……しかしながら、生まれにおいて同等な者、自由な者を統治する、もう一つ別の統治というものがある。事実我々は、この統治を、市民的政治的統治（ポリテイケー・アルケー）であると言っている。そしてこの場合は、統治者は自ら統治されることによってこの統治を学ばねばならぬ。」（1277 A 33-1277 B 10）

“ἔστι γὰρ ἀρχὴ δεσποτική· ταύτην δὲ τὴν περὶ τὰ ἀναγκαῖα λέγομεν, …… ἀλλ’ ἔστι τις ἀρχὴ καθ’ ἣν ἄρχει τῶν ὁμοίων τῷ γένει καὶ τῶν ἐλευθέρων· ταύτην γὰρ λέγομεν εἶναι τὴν πολιτικὴν ἀρχήν, ἣν δεῖ τὸν ἄρχοντα ἀρχόμενον μάθεῖν.”

だがこの統治の二重性は、いわゆる国政に関する場と、家の内部の奴隷支配の場との二重の場に現れているだけではない。さらに家の中にもこの統治の二重性が現れているとアリストテレスは言う。

「完全な家は奴隷と自由人からできている。しかしあらゆるものごとの探求は、その最小の部分から始めるべきであるから、家の最初の、最小の部分は、奴隷主と奴隷、夫と妻、父と子であるから、これら二つについて、その各々は何であるのか、どのようなものであるのかを考察しなければならぬ。」（1253 B 4-1253 B 8）

“οἰκία δὲ τέλειος ἐκ δοῦλων καὶ ἐλευθέρων· ἐπεὶ δ’ ἐν ταῖς ἐλαχίστοις μερῶν ἕκαστον ἔτητος ἐτηρέσθαι,

*πρωτα δὲ καὶ ἐλάχιστα μέρη οικίας, δεσπότης, καὶ δούλος, καὶ πόσις καὶ ἄλοχος, καὶ πατήρ καὶ
τεχνίτα, περὶ τριῶν ἂν τούτων σκεπτέον εἴη τί ἕκαστον καὶ ποίου δεῖ εἶναι.”*

ここで挙げられている妻と子は、アリストテレスにおいては、自由人のカテゴリーに入れられていることは前稿でも指摘したところでもあるが、その点はアリストテレス自身が力説しているところであり、ギリシャ人の妻と野蛮人の妻との違いを強調しているところからも明らかなことである。

「ところで、女性と奴隷とは、その自然本性において相違がある。……しかし野蛮人の間では、女性と奴隷は同じ位置にある。」(1252 B 1-B 6)

“*φύσει μὲν οὖν διαίμαστα τὸ θῆλυ καὶ τὸ δούλου…… ἐν δὲ τοῖς βαρβάροις τὸ θῆλυ καὶ τὸ δούλου τῆν αὐτῆν ἔχει τῶσιν.*”

ギリシャにおいては、妻と子は、自由人であり、奴隷とは本来的に区別された存在であるというのがアリストテレスの確信であった。だが、現実には、この妻子を統治する家長と家の内部の奴隷を支配する奴隷主とは同一人物であることが多いであろう。従ってまたアリストテレスにおいては、家政術(オイコノミーケー)もまた家長(オイコノミコス)が行う術として三つの分野が区別されているのである。しかしアリストテレスにおいては、この家長固有の統治と家長が現実に行う奴隷主としての統治とは、カテゴリーとして明確に区別されている。

「家政術には三つの部分があったが、その一つは、奴隷主としての統治(デスポティケー)であり、これにつ

いては、先に述べたところである。もう一つは父としての統治（パトリケー）であり、第三には婚姻に基づく統治（ガミケー）である。そして実際、妻と子を統治する。しかし、両者とも自由人として統治されるが、その統治の方法は同じではない。夫が妻を統治するのは市民的政治的統治の方法（ポリテイコス）によって、子供を統治するのは王的統治の方法（バシリコス）によってである。というのは、男は自然本性的には女よりも指導力があるから。もちろんたまたま自然本性に反する場合は別であるが。そして年長でかつ成熟した大人は、年少で未熟な者よりも指導力があるから。」(1259 A 37-1259 B 4)

“Επει δὲ τρία μέρη τῆς οἰκονομικῆς ἦν, ἐν μὲν δεσποτικῇ, περὶ ἧς εἴρηται πρότερον, ἐν δὲ πατρικῇ, τρίτου δὲ γαμικῇ καὶ γὰρ γυναικὸς ἄρχει καὶ τέκνων, ὡς ἐλευθέρων μὲν ἀμφοῦν, οὐ τοῦ ἀνδρὸς δὲ τῶπου τῆς ἀρχῆς, ἀλλὰ γυναικὸς μὲν πολιτικῶς τέκνων δὲ βασιλικῶς· τὸ τε γὰρ ἄρχει φύσει τοῦ θήλειος ἡγεμονικώτερον, εἰ μὴ που συνέστηκε παρὰ φύσιν, καὶ τὸ πρᾶξιότερον καὶ τέλειον τοῦ νεωτέρου καὶ ἀτελοῦς.”

つまりアリストテレスは、家の中には二つの原理的に異なる統治原理が存在しているというのであり、さらに夫の妻に対する統治は市民的政治的な統治であるという。もちろん夫の妻に対する統治と、国政レベルでの統治との間には大きな相違点があることもアリストテレスは看過していない。

「ところが、大多数の市民的政治的統治においては、統治者と被統治者とは互いに入れ替わる（というのは、その統治は、その自然本性において等しい者からなり、また彼らの間では少しも相違がないように志向するからである）。……しかし男は女に対して常にこのような市民的政治的統治の方式で統治する。」(1259 B 4-1259

B 10)

“—εν μὲν οὖν ταῖς πολιτικαῖς ἀρχαῖς ταῖς πλείοταις μεταβάλλει τὸ ἔργον καὶ τὸ ἀρχόμενον (ἐξ ἴσου γὰρ εἶναι βούλεται τὴν φύσιν καὶ διαφέρειν μῆδεν)…… τὸ δ' ἄρρεν αὖτις πρὸς τὸ θῆλυ τούτου ἔχει τὸν τρόπον.”

しかしながら、もし男が女に対して、交代せず常に統治するというのは、やはり市民的政治的統治の原則に背馳するのではなからうか。アリストテレスの発言は矛盾を含んでいるようにも見える。それではいかなる意味においてアリストテレスは男の女に対する統治を市民的政治的統治と呼んだのであろうか。この点についてはアリストテレスは『ニコマコス倫理学』の中で、ある示唆的表現を用いて言及しているように思われる。

『ニコマコス倫理学』第八卷第十章の次の文書を検討してみよう。

「しかし国家体制には三種類があり、またそのいわば破滅的形態たる逸脱形態にも同数の種類がある。すなわち王制、そして貴族制、そして一定の財産を国政参加の資格とするもの、そしてこれはティモクラテイクーと呼ぶのがふさわしいと思われるが、しかし通常大抵の人々はこれをポリテイクーと呼んでゐる。そしてこれらの内で最善なものは王制であり、最低のものはティモクラテイクーである。……ひとはこれらの国家体制の似姿、いわばその範型を家の中に求めることができるであらう。……夫と妻の共同的結合（コイノーニア）は貴族制的であるように見える。なぜなら夫は自分の価値に相応しく統治し、また夫がしなければならぬことについては統治するが、妻に相応しい事柄についてはこれを妻に委ねるからである。もし夫があらゆる事柄の上に絶対的な支配権を振うならば、彼はその統治を寡頭制に変えるのである。というのは、かれは自分の価値に反し

て統治しているのであり、妻よりも優れた者として統治しているのではないからである。ただ時々妻が統治している場合があるが、それは彼女が女相続人であるからである。それゆえこの統治は、人の卓越的力量においてなされているのではなく、まさに寡頭制におけるように富と力においてなされているのである。」(1160 A 31-1161 A 3)

“Πολιτείας δ' ἔστιν εἶδη τρία, ἴσαι δὲ καὶ παρεκβάσεις, οἷον φθοραὶ τούτων. εἰσὶ δ' αἱ μὲν πολιτεῖαι βασιλεία τε καὶ ἀριστοκρατία, τρίτη δὲ ἀπὸ τιμημάτων, ἣν τιμοκρατικὴν λέγουσιν οἰκείου φαίνεται, πολιτείαν δ' αὐτὴν εἰσάσασιν οἱ πλείστοι καλεῖν. τούτων δὲ βελτίστη μὲν ἡ βασιλεία, χειρόστη δ' ἡ τιμοκρατία. …… ὁμοιώματα δ' αὐτῶν καὶ οἷον παραδείγματα λαμβοῖ τις ἄν καὶ ἐν ταῖς οἰκίαις. …… ἀνδρὸς δὲ καὶ γυναικὸς ἀριστοκρατικὴ φαίνεται κατ' ἀξίαν γὰρ ὁ ἀνὴρ ἄρχει, καὶ περὶ ταῦτα ἂ δει τὸν ἄνδρα ὅσα δὲ γυναικὶ ἀποδίδωσιν. ἐκείνη ἀποδίδωσιν. ἀπάντων δὲ κυριεῦσαν ὁ ἀνὴρ εἰς ἀλιγαρχίαν μεθίστησιν· παρὰ τὴν ἀξίαν γὰρ αὐτὸ ποιεῖ, καὶ οὐχ ἡ ἀμεινῶν. ἐπιπλεονεξία δὲ ἀρχόντων αἱ γυναικῆς ἐπικλήροι οὖσαι οὐ δὴ γίνονται κατ' ἀρετὴν αἱ ἀρχαί, ἀλλὰ διὰ πλοῦτον καὶ δύναμιν, καθάπερ ἐν ταῖς ἀλιγαρχίαις.”

ここには、夫の統治は夫自身の価値、力量に基づくものだという点において、統治する側の統治能力が前提とされているということだけでなく、家における夫と妻との役割分担が主張され、夫はあらゆる家事において支配的な権力を一方的に行使してはならないという、一種の相互性が説かれている。この点はさらに次の文章(『ニコマコス倫理学』第八卷第十二章)によっても確認されるところである。

「夫婦の間に愛が存在するのは自然本性に即したものだと考えられる。というのは、人間は自然本性的に市民的政治的な者である以上に、二人一組になるものであるから。実際、家は国家に先行するものであり、またより不可欠なものであって、子作りは動物の間においていっそう共通的なものであるから。しかし他の動物との共通性はそこまでであって、人間は、ただ子作りのためだけでなく、生活に役立つものを得るために同棲する。すなわち人間にあっては、仕事は初めから分化されており、男の仕事と女の仕事は別である。こうして男と女は自分に固有のものを共同の用に供することによって互いに助け合う。これらの理由によってこの愛には有用なものも快いものも含まれていると考えられる。」(1162 A 16-1162 A 25)

ἄνδρι δὲ καὶ γυναικὶ φιλία δοκεῖ κατὰ φύσιν ἵπάρχειν ἄνθρωπος γὰρ τῆ φύσει συνδυαστικὸν μᾶλλον ἢ πολιτικόν, ὅσῳ πρότερον καὶ ἀναγκαϊότερον οἰκία πόλεως, καὶ τεκνοποιία κοινότερον τοῖς ζώοις. τοῖς μὲν οὖν ἄλλοις ἐπὶ τοσοῦτον ἡ κοινωνία ἔστί, οἱ δ' ἄνθρωποι οὐ μόνου τῆς τεκνοποιίας χάριν συνωικοῦσιν, ἀλλὰ καὶ τῶν εἰς τοῦ βίου εὐθις γὰρ διήρηται τὰ ἔργα, καὶ ἔστί ἕτερα ἄνδρος καὶ γυναικός· ἐπαρκοῦσιν οὖν ἀλλήλοισ, εἰς τὸ κοινὸν τιθεμένη τὰ ἴδια. διὰ ταῦτα δὲ καὶ τὸ κληῖσιμον εἶναι δοκεῖ καὶ τὸ ἦν ἐν ταύτῃ τῇ φιλίᾳ.

アリストテレスにおいては、「いかなる愛も、共同的結合(コイノーニア)において存在する。」以外にはない。夫と妻はそれぞれの異なった仕事を共同の用に供し、互いに助け合う存在である。ここには相互の協力と連帯の論理が語られている。従ってこうしたコイノーニアの内に成立する男の女に対する統治はまさにこのコイノーニアの維持に役立つ統治でしかありえないであろう。アリストテレスが、この統治を貴族制的統治としたのも、男における統治の原理が、男の優れた力量(アレテー)に基づくものであったからであり、それは市民的政治的統治の原理

